

日本歴史学会会則抄

を納める者、または団体

第一条 ニの会は、日本歴史学会 (Japan Society of Medical History) ハシテ。

第二条 ニの会は、事務所をハ 113 東京都文京区本郷 1-1-1 順天堂大学医学部医学研究室内におく。

第三条 ニの会は、医史を研究しその普及をはかるを目的とする。

第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、その他講演会、学術展観の開催等
- (2) 機関誌『日本歴史学雑誌』『日本歴史学会会報』および関係図書等の刊行
- (3) 日本の医史学界を代表して、内外の関連学術団体等との連携
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
この会の目的に賛同し会費年額 10,000 円を納める者
ただし、外国居住者は年額 50 ドルとする
- (2) 名誉会員
この会に対し功績顯著であった者で評議員会の議決ならばに総会の承認を得た者
- (3) 貢助会員
この会の目的事業に賛助し会費年額 1,000,000 円以上

第六条 正会員にならうとするものは評議員の紹介により、理事長の承認を得て入会金 1,000 円およびその年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出しなければならない。

第七条 名誉会員は次の各号の何れかに該当し、理事会・評議員会が功績顯著と認めた者であることを要する。

- (1) 三十年以上の在籍正会員であつて七十歳に達した者
- (2) 前理事長
- (3) 正会員または外国人で功績顯著な者

名譽会員は終身として会費を免除することができる。

第八条 貢助会員にならうとする者も第六条に準ずる。

第九条 第六条及び第八条の会員の資格取得は会費納入日より始まる。

第十条 会員には次の権利がある。

- (1) この会の発行する機関誌の無償配付をうけること
- (2) 機関誌に投稿すること

総会・学術大会、学術集会その他の事業に参加すること
第十二条 会員は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納が一年以上を経過したとき
- (3) 禁治産、準禁治産または破産の宣告

死亡、失踪宣告または会員である団体の解散

(5) 第十四条による除名処分

第二十三条 この会は学術大会を毎年一回開催し、学術集会は隨時開催する。

1 この会には、年一回学術大会を主宰するために会長を一名おく。

2 会長は、理事会の推薦により、通常総会毎に理事長が委嘱する。

3 会長の主宰する学術大会は、この会の通常総会と同時に開催することを原則とするがやむを得ない事情のある場合は評議員会または総会の承認を得て変更することができる。

4 会長の任期は、学術大会を議決した通常総会の翌日から次の学術大会を終了するときまでとする。

5 会長は必要に応じ理事会に出席しこれと密接な連絡のもとに計上予算を勘案して企画運営する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは新たに会長を委嘱するまで理事長がその職務を代行する。

7 会長は、学術大会関係事務を委嘱するため、会員のうちから学会委員若干名を選任することができる。

8 学術集会は隨時理事長主宰のもとに開くことができる。

文部省科学研究費学術定期刊行物補助金を受ける

本誌は昨年度にひきつづき文部省の科学研究費補助金(「研

究成果公開促進費」)の交付を受けて刊行している。

投稿規定 (昭和六十三年五月一日改訂)

一 本誌に掲載する論文は医史学研究に貢献しうるもので他誌に未発表のものとする。

二 投稿者の資格は共著者も含めて本学会会員とする。ただし編集委員会が特に認めたものはこの限りでない。

三 原稿の区分は、原著・総説・研究ノート・広場・資料・紹介・消息等とし、その採否は編集委員会が決定する。原著・研究ノートは編集委員会の委嘱する審査委員が査読し、それにもとづいて採否および区分を編集委員会が決定する。

四 執筆要項

a 原稿は二〇〇字または四〇〇字詰め縦書き原稿用紙を使用のこと。ワープロ(縦書)の使用も可。一行は二〇字または四〇字とし行数を原稿に記すこと。

b 原著・総説・研究ノート・広場・資料の場合は、欧文表題・ローマ字著者名を原稿の末尾に記し、原著においては欧文抄録(二五〇語以内)を添えること。

c 原稿の末尾に著者の所属および連絡先を記載すること。
d 表記は原則として当用漢字・新かなづかいを使用する。
e 難字は欄外にも楷書で別記すること。